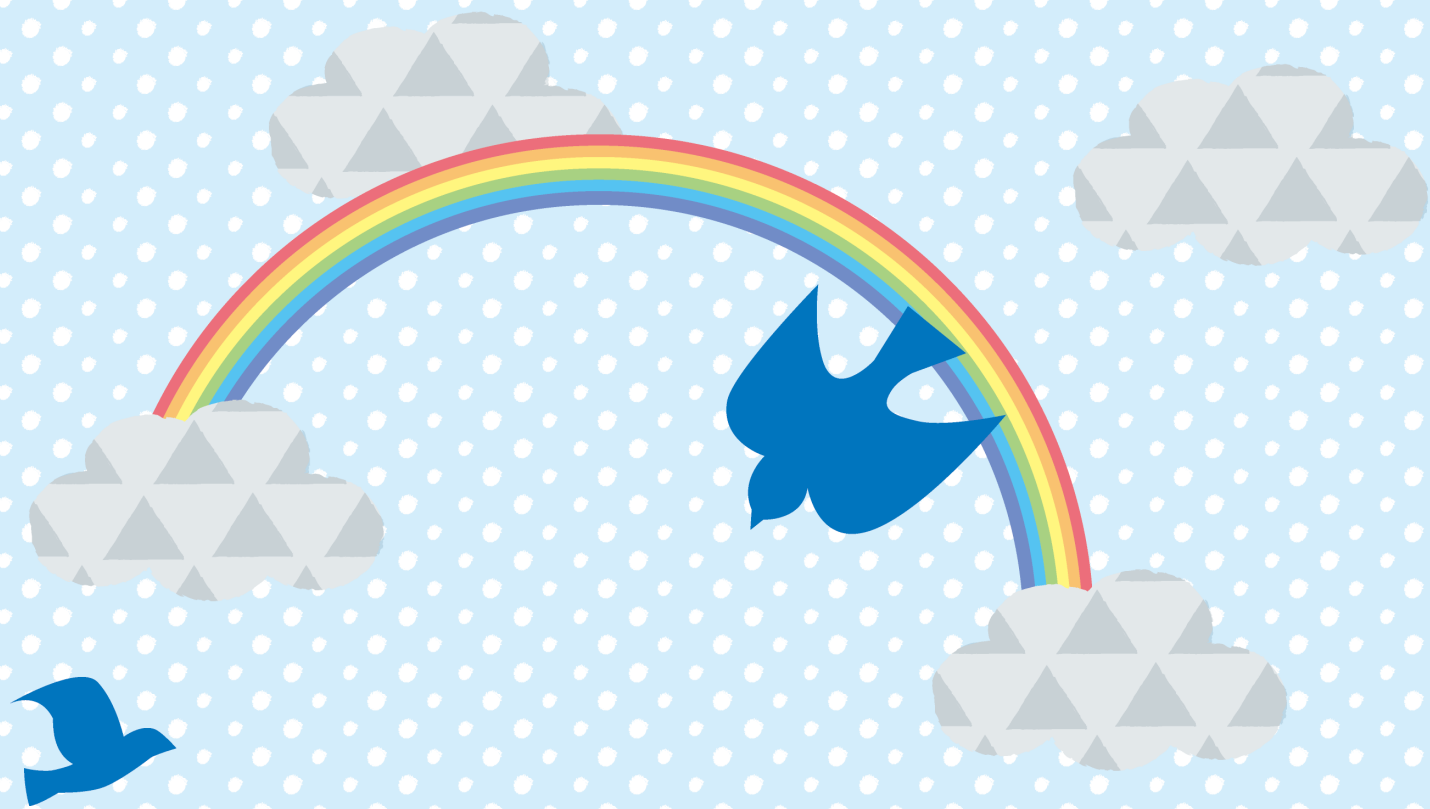




第6期
芦屋町

障害福祉計画

令和3年3月
芦屋町



目 次

第1章 計画策定の概要

1	計画の目的と背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画の基本理念	3
5	基本的な考え方	4
6	障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系	5
7	対象者	6
8	計画の策定体制	6
9	持続可能な開発目標（SDGs）	7

第2章 芦屋町の障がい者を取り巻く現状

1	人口の推移	8
2	障がい者数の推移	9

第3章 国の基本指針に基づく目標値の設定

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	17
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	18
4	福祉施設から一般就労への移行等	19
5	障がい児支援の提供体制の整備等	21
6	相談支援体制の充実・強化等	23
7	障害福祉サービス等の質を向上させる ための取組に係る体制の構築	23

第4章 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策

- | | | | |
|---|----------------------------|-----|----|
| 1 | 障害福祉サービス等の概要と必要量見込み及び確保の方策 | ・・・ | 24 |
| 2 | 地域生活支援事業の概要と必要量見込み及び確保の方策 | ・・・ | 32 |

第5章 計画の推進に向けて

- | | | | |
|---|---------------|------------|----|
| 1 | 自立支援協議会の設置・運営 | ・・・・・・・・・・ | 38 |
| 2 | 計画の点検・評価の方策 | ・・・・・・・・・・ | 38 |

資料編

- | | | | |
|---|--------------------|------------|----|
| 1 | 芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例 | ・・・・・・・・・・ | 39 |
| 2 | 芦屋町障害福祉計画推進委員会委員名簿 | ・・・・・・・・・・ | 41 |

第1章 計画策定の概要

1 計画の目的と背景

国では、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて、障害福祉サービスの拡充等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。

平成 30 年 4 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。それにより、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとし、新たに「障害児福祉計画」を策定することが規定されました。

障害福祉計画は、障害者総合支援法の基本理念を実現するため、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援等」の各種サービスが計画的に提供されるよう、障害福祉サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

芦屋町では、平成30年3月に「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体とした「第5期芦屋町障害福祉計画」を策定し、障がい福祉の推進を図ってきました。

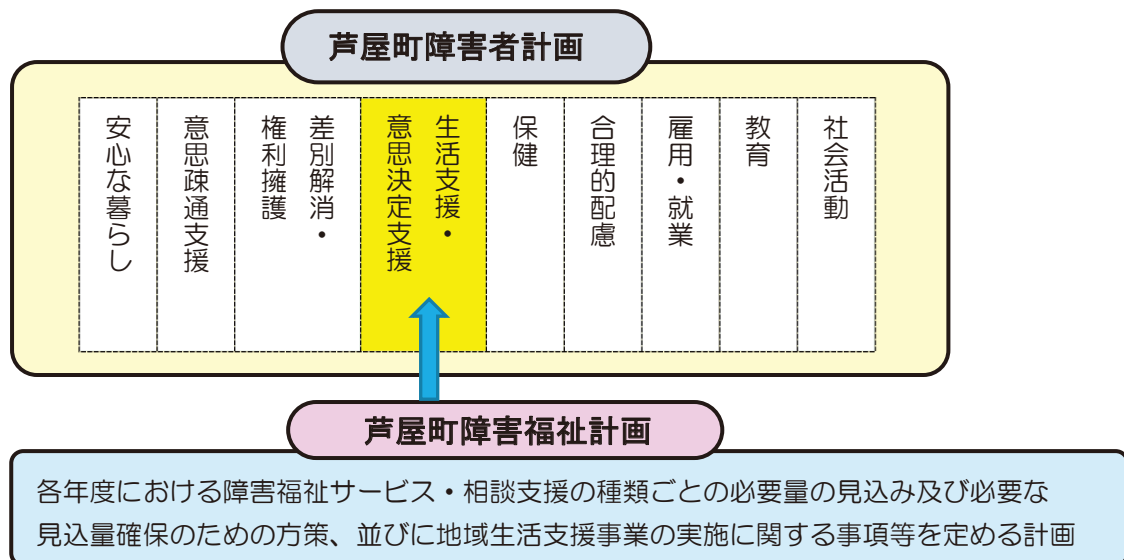
このたび、「第5期芦屋町障害福祉計画」の計画期間が終了となることから、国の示す「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」を踏まえ、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とした「第6期芦屋町障害福祉計画」を策定しました。



2 計画の位置づけ

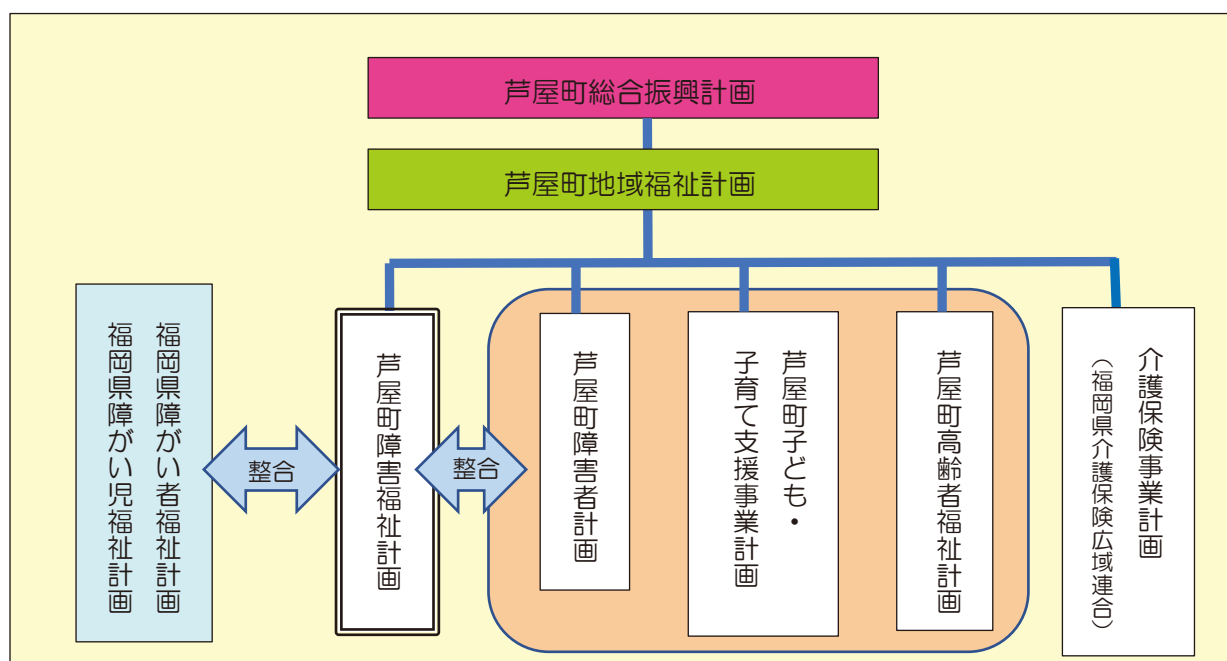
【障害者計画と障害福祉計画の関係】

障害者基本法第11条第3項に基づく芦屋町障害者計画は、障がい福祉施策等の基本理念や基本事項を規定したものであるものに対し、芦屋町障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体とした計画です。



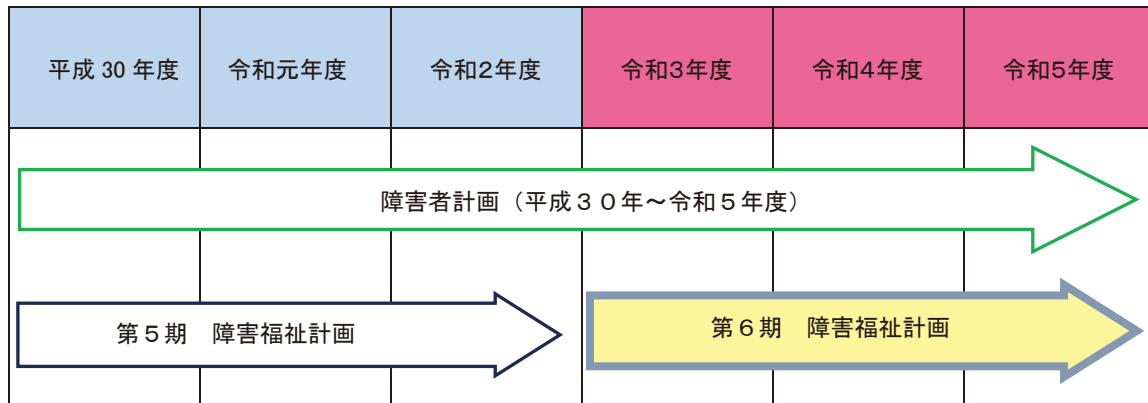
【他の計画との関係】

本計画は、上位計画である芦屋町総合振興計画や障害者計画等関連する計画と整合性を図った上で策定しました。



3 計画期間

芦屋町障害福祉計画は、国が示す基本指針に基づき3年ごとに策定します。



4 計画の基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要です。

- ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障がい福祉人材の確保
- ⑦障がい者の社会参加を支える取組

5 基本的な考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、本計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

- ① 訪問系サービスの保障
- ② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であることから、以下の体制整備を進めていきます。

- ① 相談支援体制の構築
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障がい者等に対する支援
- ④ 協議会の設置等

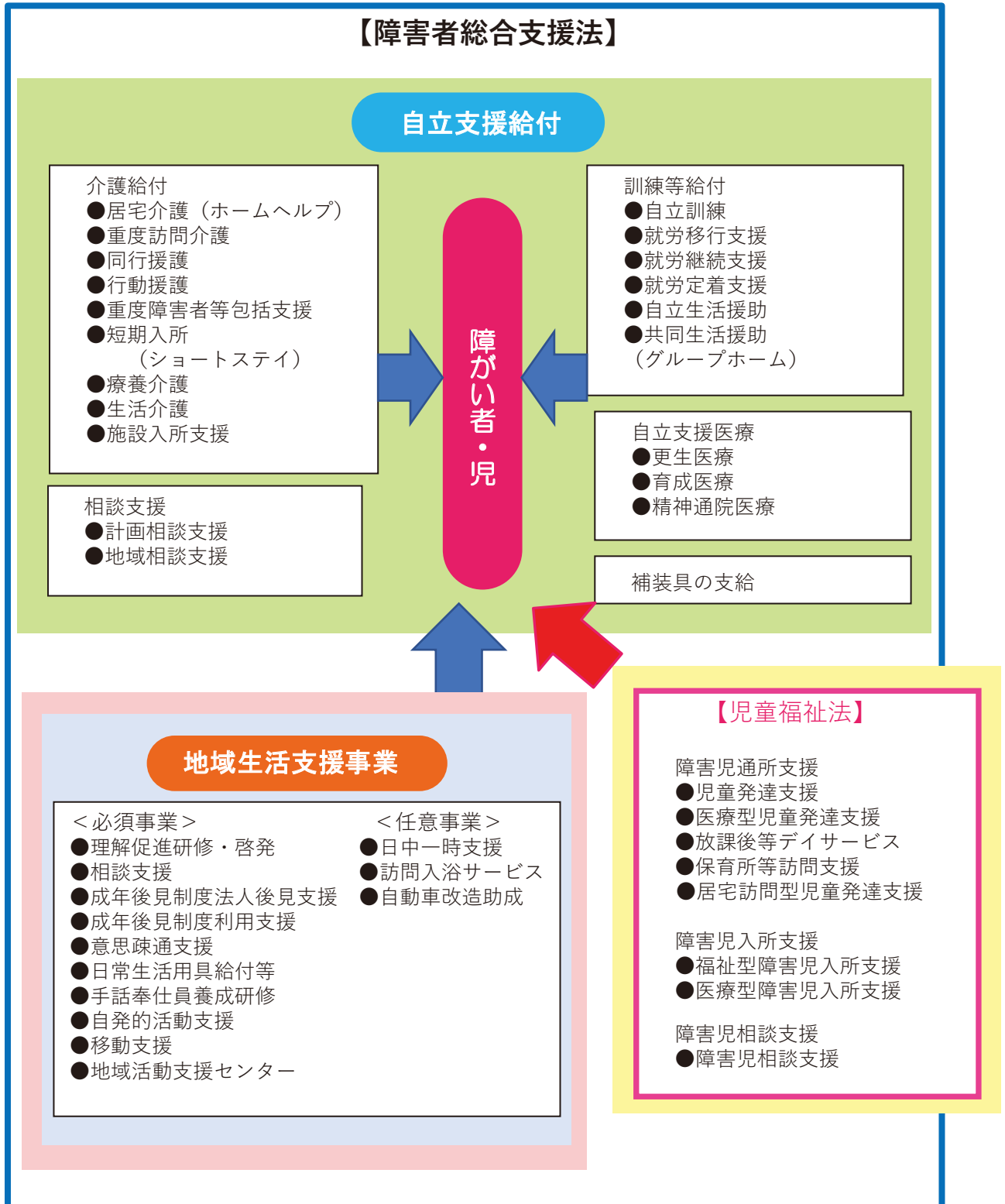
(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法の趣旨に基づき、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であることから、以下の内容に即した支援体制の整備を行います。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

6 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系

障害者総合支援法及び児童福祉法のサービスの体系は下図のようになっています。



7 対象者

障害者基本法の第2条に、「障害者とは身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定されていますが、社会生活の面で困難な状態にある高次脳機能障がいのある人や難病患者も含めて本計画の対象とします。

また、本計画でいう「障がい者」は、特に「障がい児（障がいを持つ満18歳未満の児童）」と区別していない場合には、年齢を問いません。

8 計画の策定体制

【芦屋町障害福祉計画推進委員会】

「芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例」第3条に基づき、学識経験者、保健医療・福祉関係者、障がい者団体関係者等から構成される審議会です。町長からの諮問に基づき、芦屋町障害福祉計画の策定について審議しました。

【パブリックコメントの実施】

計画素案に対し、パブリックコメントを令和2年12月22日から令和3年1月21日までの期間に実施し、住民に広く意見を求めました。



9 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)

SDGsとは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている2016年から2030年までの国際的な共通目標です。持続可能な社会を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（手段）から構成されています。

SDGsが目指すのは、経済成長、社会問題の解決、環境保全がバランス良く達成された持続可能な世界です。そして、その過程で、貧困層、障がい者、女性など脆弱な立場に置かれやすい人々を「誰一人として取り残さない（no one will be left behind）」ことを理念としています。

障害福祉計画を推進することは、17のゴールのうち「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」の目標と合致しています。町としても強く求められているこれらの目標達成のために、障害福祉サービスの推進に取り組んでいきます。

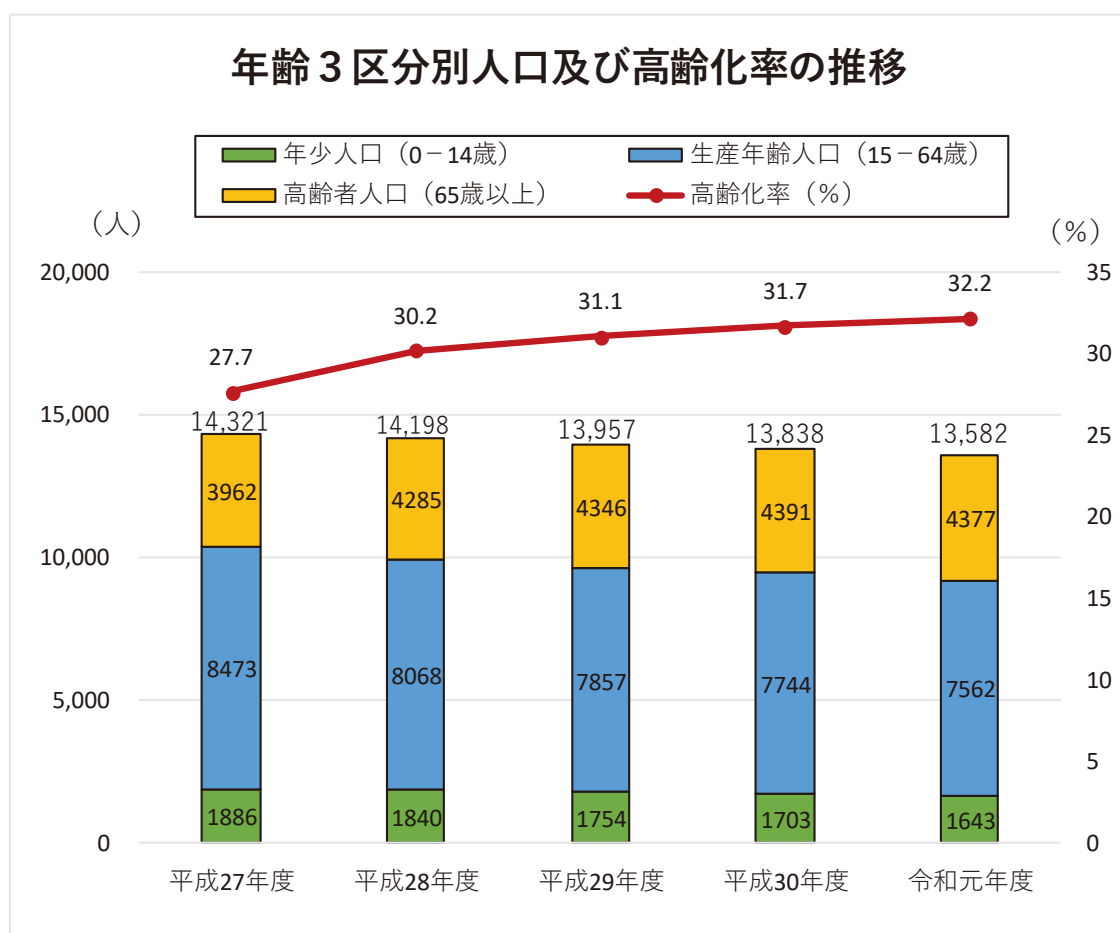


第2章 芦屋町の障がい者を取り巻く現状

1 人口の推移

本町の人口は、ゆるやかな減少傾向にあり、令和元年3月末現在では、13,582人であり、平成27年3月末の14,321人に比べ、739人減少しています。

年齢3区分別でみると、年少人口（0-14歳）及び生産年齢人口（15-64歳）の人口が減少する中、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、令和元年の3月末現在の高齢化率は32.2%となっており、少子高齢化が進行しています。



（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年少人口（0-14歳）	1,886	1,840	1,754	1,703	1,643
生産年齢人口（15-64歳）	8,473	8,068	7,857	7,744	7,562
高齢者人口（65歳以上）	3,962	4,285	4,346	4,391	4,377
総人口	14,321	14,193	13,957	13,838	13,582
高齢化率（%）	27.7	30.2	31.1	31.7	32.2

（各年度3月末）資料：芦屋町

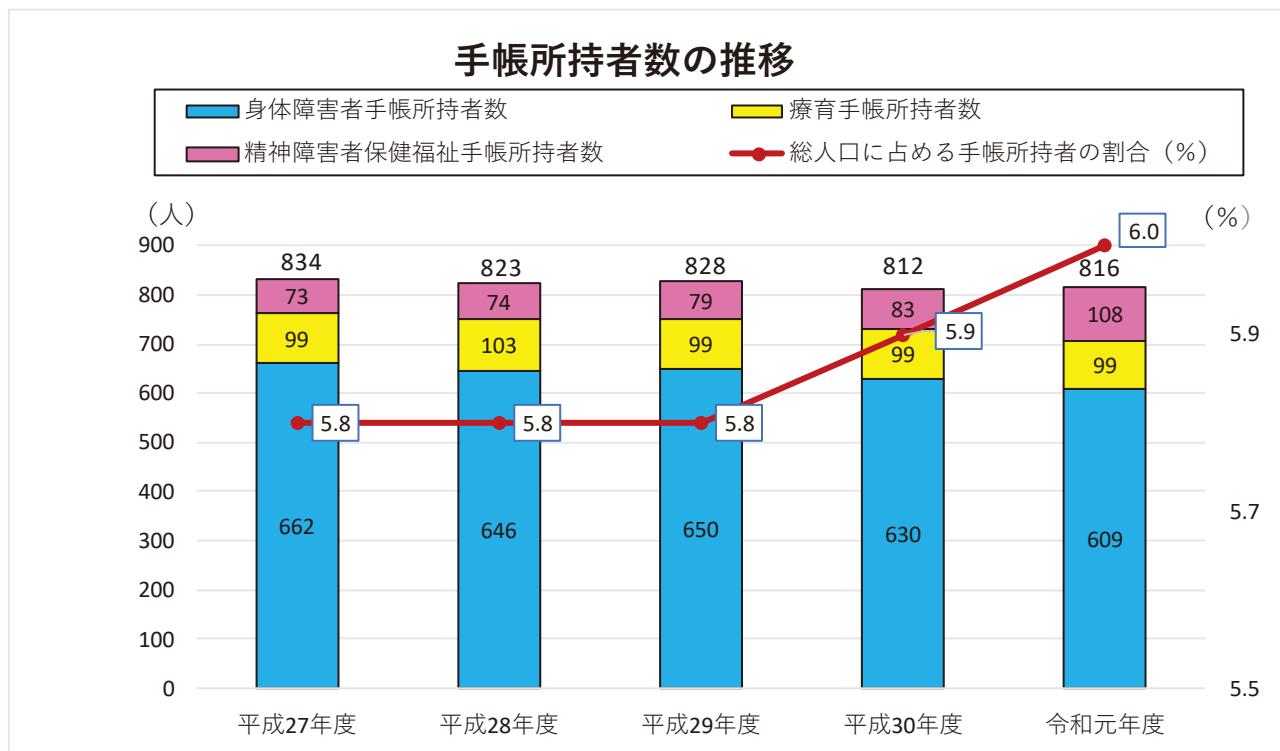
2 障がい者数の推移

本町の障がい者数の推移を手帳所持者数（各年度末現在）でみると、平成27年度は834人であり、令和元年度の816人と比較すると18人減少しています。

障がい種別でみると、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の数が最も多く、600人台で推移していますが、平成27年度の662人から令和元年度の609人と53人減少しています。

知的障がい者（療育手帳所持者）は、平成27年度から令和元年度にかけては100人程度でほぼ変わらずに推移しています。

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、平成27年度は73人でしたが、平成29年度から増加傾向にあり、令和元年度は108人となっています。



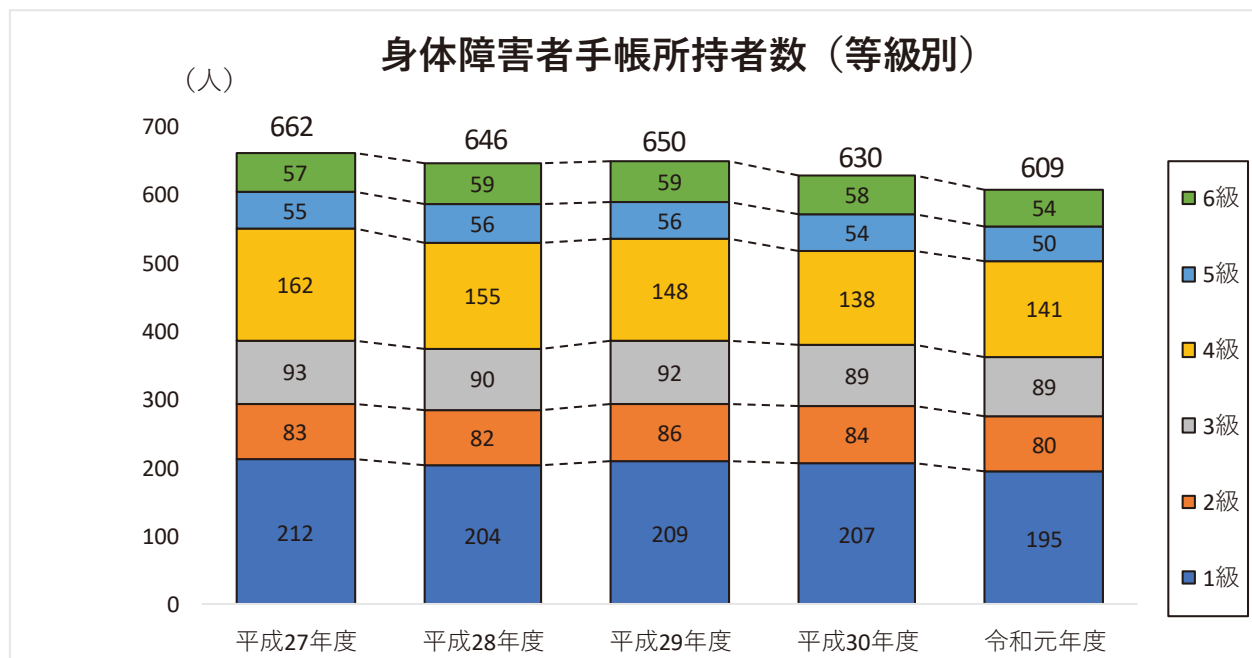
(単位: 人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳所持者数 (人)	662	646	650	630	609
総人口に占める割合 (%)	4.6	4.6	4.7	4.6	4.5
療育手帳所持者数 (人)	99	103	99	99	99
総人口に占める割合 (%)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	73	74	79	83	108
総人口に占める割合 (%)	0.5	0.5	0.6	0.6	0.8
計 (人)	834	823	828	812	816
総人口に占める手帳所持者の割合 (%)	5.8	5.8	5.8	5.9	6.0

(各年度3月末) 資料: 芦屋町

(1)身体障がい者

身体障がい者数は、経年的にゆるやかな減少傾向にあります。人数の多い1級及び4級がゆるやかに減少しています。他の等級は、ほぼ横ばい状態で推移しています。



(単位：人)

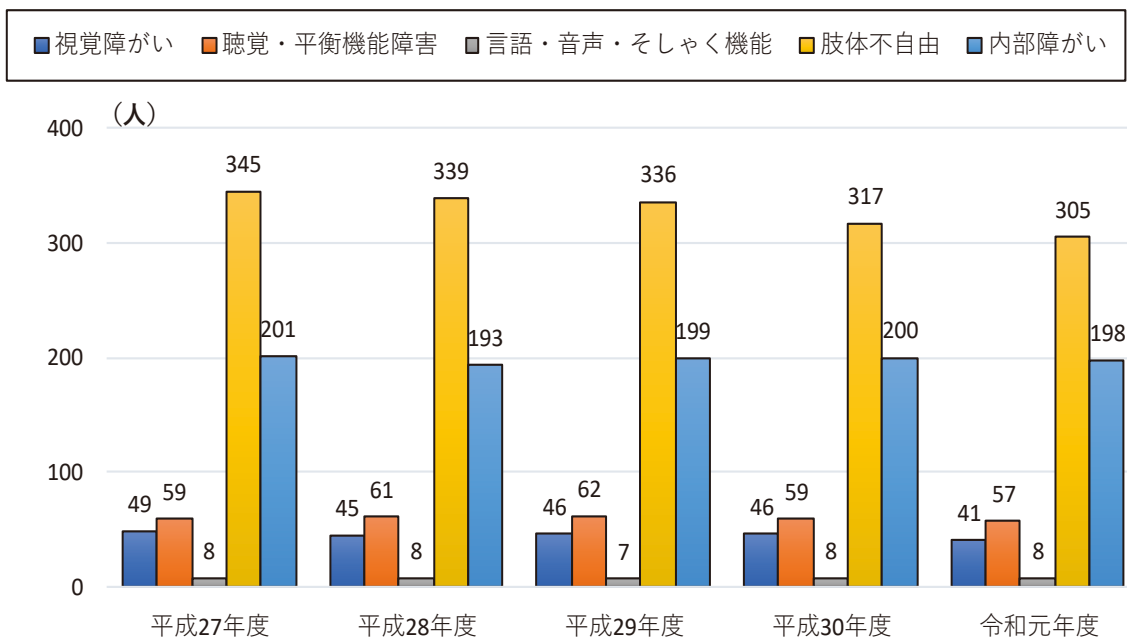
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	212	204	209	207	195
2級	83	82	86	84	80
3級	93	90	92	89	89
4級	162	155	148	138	141
5級	55	56	56	54	50
6級	57	59	59	58	54
合計	662	646	650	630	609

(各年度3月末) 資料：芦屋町

身体障害者手帳の障がい等級については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障がいの部位別に1級から6級の等級が定められている。等級は1級が最重度である。

部位別にみると、肢体不自由が最も多く、令和元年度では305人、次いで内部障がい198人、聴覚・平衡機能障がい57人、視覚障がい41人、言語・音声・そしゃく機能障がい8人の順となっています。肢体不自由は経年的にゆるやかに減少していますが、その他の部位については、大きな変化はありません。

身体障害者手帳所持者数の推移（部位別）

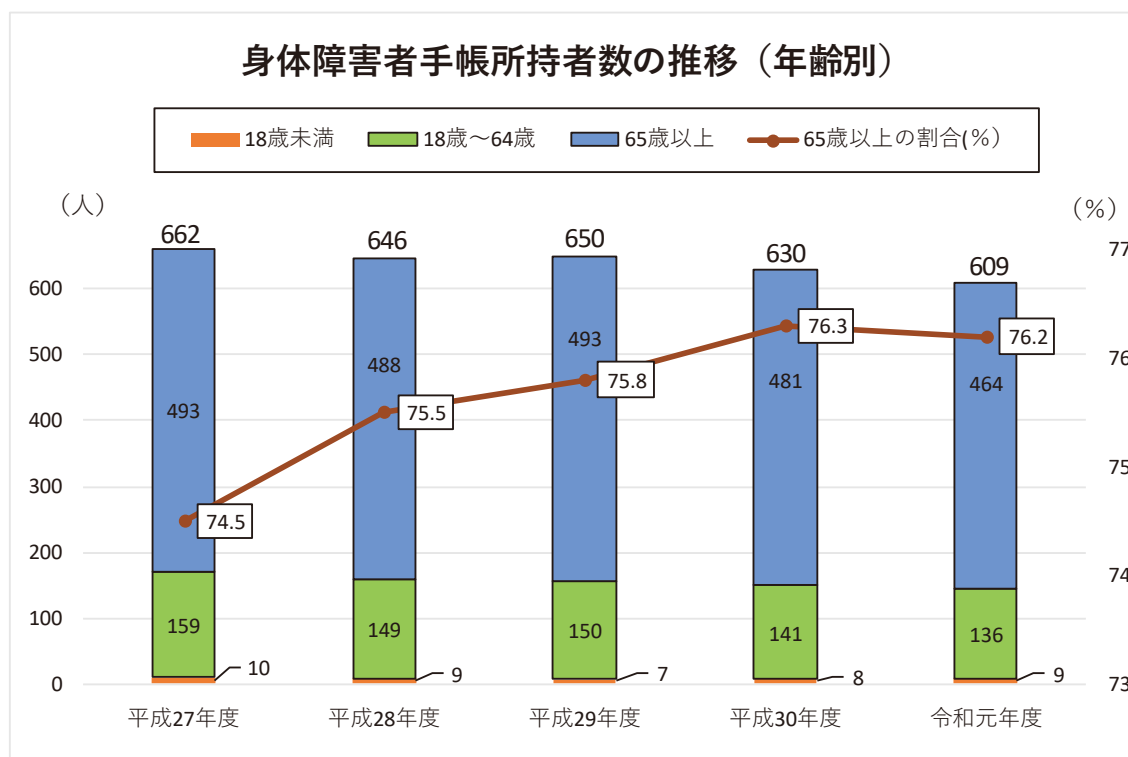


（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障がい	49	45	46	46	41
聴覚・平衡機能障害	59	61	62	59	57
言語・音声・そしゃく機能	8	8	7	8	8
肢体不自由	345	339	336	317	305
内部障がい	201	193	199	200	198
合計	662	646	650	630	609

（各年度3月末）資料：芦屋町

年齢別にみると、18歳～64歳、65歳以上はゆるやかに減少していますが、手帳所持者数における65歳以上の割合は増加しています。



(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	10	9	7	8	9
18歳～64歳	159	149	150	141	136
65歳以上	493	488	493	481	464
65歳以上の割合(%)	74.5	75.5	75.8	76.3	76.2
合計	662	646	650	630	609

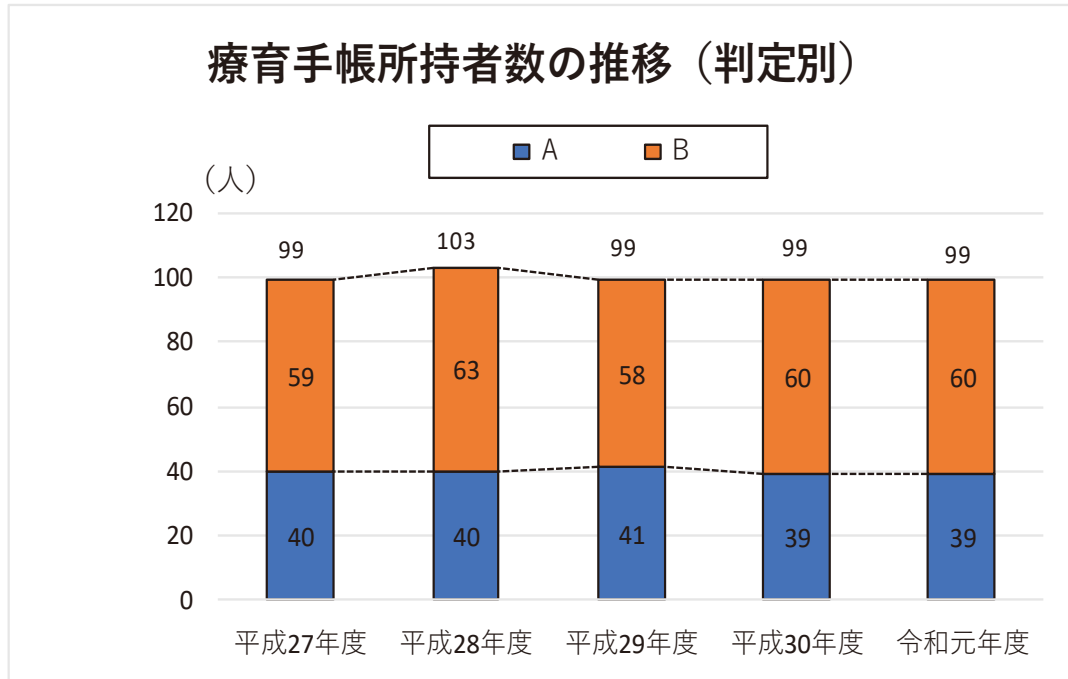
(各年度3月末) 資料：芦屋町

$$65歳以上割合(\%) = (65歳以上の身体障害者手帳所持者数 / 身体障害者手帳所持者数) \times 100$$

(2)知的障がい者

知的障がい者数は、平成27年度から令和元年度にかけ、100人前後で推移しており、経年的変化はありません。

判定別でも、A、Bともに横ばい状態で推移しています。



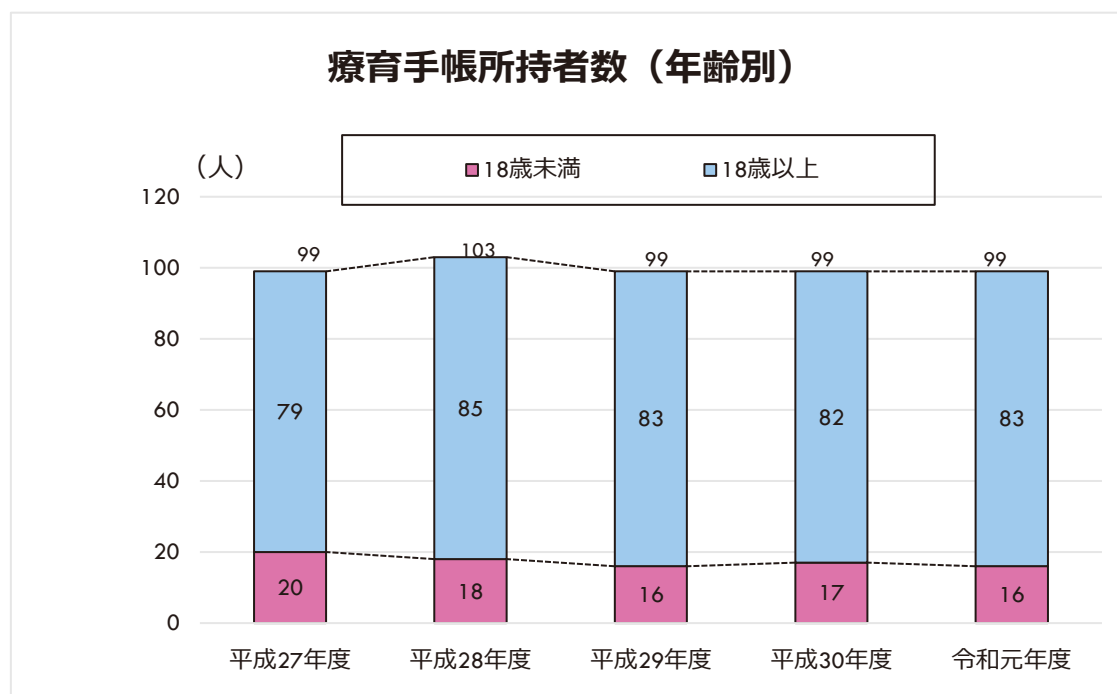
（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A	40	40	41	39	39
B	59	63	58	60	60
計	99	103	99	99	99

（各年度3月末）資料：芦屋町

療育手帳は、児童相談所又は障がい者更生相談所において知的障がいがあると判定された者に対し交付される。判定は、重度がAで中度・軽度がBである。

年齢別にみると、18歳未満は、平成27年度の20人から、令和元年度は16人と4人減少し、18歳以上は、平成27年度の79人から、令和元年度は83人と4人増加しています。



（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	20	18	16	17	16
18歳以上	79	85	83	82	83
合計	99	103	99	99	99

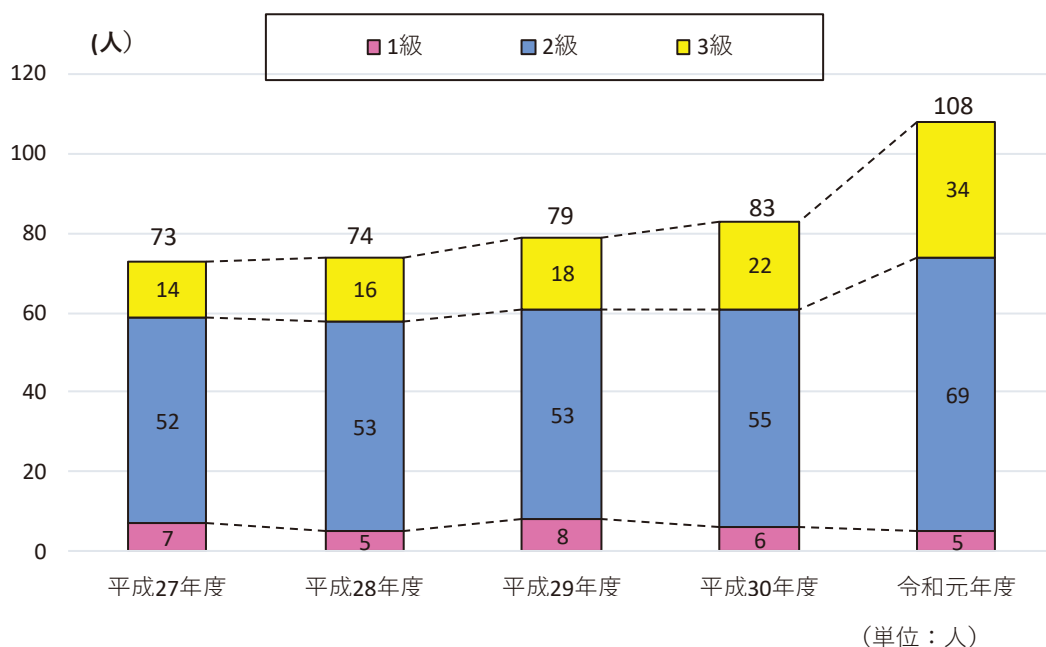
（各年度3月末）資料：芦屋町

(3)精神障がい者

精神障がい者数は、平成27年度以降70人台で推移していましたが、平成30年度は83人、令和元年度は108人と増加しています。

等級別にみると1級は5人から8人で推移しており、最も多い2級は、平成27年度から平成30年度までは、50人台で推移していましたが、令和元年度には69人に増加しました。3級は、平成27年度から平成29年度までは10人台で推移していましたが、平成30年度は22人、令和元年度は34人に増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



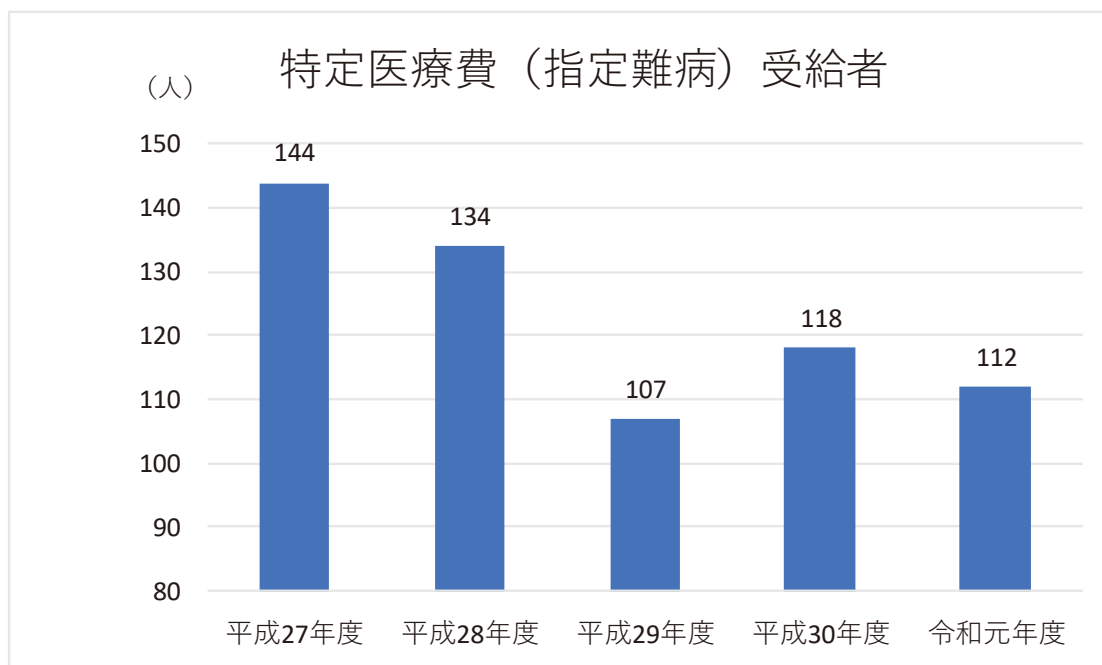
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	7	5	8	6	5
2級	52	53	53	55	69
3級	14	16	18	22	34
合計	73	74	79	83	108

(各年度3月末) 資料：芦屋町

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断し、精神障がいの状態にあると認められた者に対し交付される。等級は1級から3級があり、1級が重度である。

(4) 特定医療費(指定難病)受給の状況

特定医療費（指定難病）※受給者数は、平成27年度の144人から平成29年度には107人に減少し、平成30年度からは110人台で推移しています。



(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者	144	134	107	118	112

(各年度3月末) 資料：福岡県

※ 特定医療費（指定難病）

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、指定難病（厚生労働省令で定められた疾患）について、医療費の助成を行うもの。

第3章 国の基本指針に基づく目標値の設定

障害者総合支援法に基づく本計画では、地域生活や一般就労への移行を進める障がい者の自立支援の観点から、国の示す基本指針に基づき次に掲げる事項について目標値を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

■国の基本指針

- ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を、令和5年度末までに地域生活へ移行

《目 標》

項目		数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数	A	15人	令和元年度末時点の実績
【目標値】地域生活移行者数		2人	施設入所から地域生活へ移行する者の数 (国の目標：Aの6%以上)

■国の基本指針

- ②令和元年度末の施設入所者数を、令和5年度末までに1.6%以上削減

《目 標》

項目		数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数	B	15人	令和元年度末時点の実績
【目標値】令和5年度入所者数	C	13人	令和5年度末の見込数
【目標値】削減見込み	B-C	2人	差し引き減少見込み (国の目標：1.6%以上)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築を目指す政策理念を踏まえ、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関する目標を設定します。

■国の基本指針

市町村ごとに協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取り組みが必要

＜目 標＞

中間市・遠賀郡圏域で協議の場を年1回以上開催します。協議の場では支援体制を構築するため、保健、医療、福祉、介護等の関係機関から1人以上の参加を求め、支援体制を構築するための目標を設定し、その評価を年1回実施します。

※ 地域包括ケアシステム

厚生労働省が推進する高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の機能の充実を図ります。

■国の基本指針

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

＜目 標＞

中間市・遠賀郡圏域で地域生活支援拠点等を1カ所確保しつつ、その機能の充実のため、遠賀中間地域障がい者支援協議会において、運用状況の検証及び検討を年1回以上実施します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値及び就労定着支援事業を利用する者の目標値を設定します。

■国の基本指針

- ①「福祉施設から一般就労へ移行」について、令和5年度中に令和元年度の移行実績の1.27倍以上とする。

《目 標》

項目		数値	考え方
令和元年度の一般就労への移行実績	A	1人	令和元年度の実績
令和5年度中の移行者数		2人	令和5年度の目標 (国の目標：Aの1.27倍以上増)

- ②「就労移行支援」について、令和5年度中に令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上を目指す。

《目 標》

項目		数値	考え方
令和元年度の就労移行支援から一般就労への移行実績	B	1人	令和元年度の実績
令和5年度中における就労移行支援から一般就労への移行者数		2人	令和5年度の目標 (国の目標：Bの1.3倍以上増)

- ③「就労継続支援A型」について、令和5年度中に令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上を目指す。

《目 標》

項目		数値	考え方
令和元年度の就労継続支援A型から一般就労への移行実績	C	0人	令和元年度の実績
令和5年度中における就労継続支援A型から一般就労への移行者数		1人	令和5年度の目標 (国の目標：Cの1.26倍以上増)

④「就労継続支援B型」について、令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上を目指す。

《目 標》

項目		数値	考え方
令和元年度の就労継続支援B型から一般就労への移行実績	D	0人	令和元年度の実績
令和5年度中における就労継続支援B型から一般就労への移行者数		1人	令和5年度の目標 (国の目標：Dの1.23倍以上増)

⑤令和5年度における「就労移行支援事業等」を通じて、一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。

《目 標》

項目		数値	考え方
令和元年度の就労移行支援から一般就労への移行実績	B	1人	令和元年度の実績
令和5年度における就労移行支援から一般就労へ移行する者のうち就労定着支援の利用者数		1人	令和5年度の目標 (国の目標：Bの7割)

⑥「就労定着支援事業所」のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

計画策定時において町内に就労定着支援事業所はありませんが、計画期間中に新たに設置された場合、下記を目標とします。

《目 標》

項目		数値	考え方
各年度末における町内の就労定着支援事業所数	D	1カ所	計画期間中に新たに設置された場合を想定
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数		1カ所	令和5年度の目標 (国の目標：Dの7割以上)

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの設置目標を設定します。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目標として設定します。

■国の基本指針

- ①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

＜本町の状況＞

計画策定時において、中間市・遠賀郡圏域に児童発達支援センターが2カ所整備されており、サービスを提供しています。

■国の基本指針

- ②令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

＜本町の状況＞

計画策定時において、保育所等訪問支援を提供している事業所は中間市・遠賀郡圏域に5カ所あり、これらの事業所によりサービスを提供しています。



(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目標として設定します。

■国の基本指針

令和5年度末までに、主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とします。

＜本町の状況＞

計画策定時において、中間市・遠賀郡圏域に重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所は3カ所整備されており、支援体制が確保されています。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目標として設定します。

■国の基本指針

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

＜本町の状況＞

中間市・遠賀郡圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に取り組みます。

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を進めていくことを目標として設定します。

■国の基本指針

令和5年度末までに、市町村若しくは圏域に相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。

〈本町の状況〉

遠賀中間地域生活支援拠点等の充実により、障がいの種別や各種のニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施します。

行政と拠点相談支援事業所が中心となって、地域の指定相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言を年 1 回以上行います。また、遠賀中間地域障がい者支援協議会において、指定相談支援事業者の人材育成の支援を年 1 回以上、専門部会を活用した連携強化の取り組みを年 2 回以上実施します。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの質の向上を図り、利用者が真に必要とする障害福祉サービスを提供していくための体制を構築することを目標として設定します。

■国の基本指針

令和5年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

〈本町の状況〉

県の実施する障害福祉サービス等に係る研修へ事務職、専門職がそれぞれ年 1 回以上参加します。

障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や中間市・遠賀郡圏域の市町で共有する体制の構築に取り組みます。

第4章 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策

1 障害福祉サービス等の概要と必要量見込み及び確保の方策

(1)訪問系サービス

障がい者が必要な介助を受けながら在宅で生活できるよう、自宅等を訪問し、日常生活上の介護等を行うサービスです。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯等のサービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人が対象となります。自宅での入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な障がい者等が対象となります。外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人が対象となります。行動する時の危険を回避するために、外出時に必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人で、介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	342	362	360	360	360
	人/月	24	25	25	25	25
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	48	44	50	50	50
	人/月	6	5	4	4	4
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0

【確保のための方策】

訪問系サービスは、居宅介護や同行援護の利用が主となっています。利用者のニーズを把握することによって、適切なサービスが提供できるよう取り組みます。

(2)日中活動系サービス

医療と常時介護を必要とする重度の障がい者が、日中、必要な介護を受けながら安心して生活できるよう「生活介護」や「療養介護」等のサービスを提供します。また、家族等の休息や就労、緊急時のための支援サービスとして「短期入所」を提供します。

このほか、障がい者が自立した生活を送るために必要な「自立訓練」や、就労移行を促進するため、「就労移行支援」「就労継続支援」等のサービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要な人で、障がい支援区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障がい支援区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合に対象となります。事業所において、食事、入浴、排せつ等の日常生活の支援や生産活動や創作的活動の機会の提供等を行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい者、精神障がい者が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせ、地域生活を営む上で必要な生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

サービス名	内容
就労移行支援	一般就労等を希望する65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人が対象となります。定められた期間、事業所における作業や企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労・定着のために必要な訓練・指導等を行います。
就労継続支援（A型）	一般の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づき継続的な就労が可能な人が対象となります。就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。
就労継続支援（B型）	企業等や就労継続支援（A型）での就労が困難な人や、就労移行支援を利用したが、企業等への雇用に結びつかなかった人等が対象となります。雇用契約は行わず、就労の機会や生産活動の場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護が必要な人で、障がい支援区分5以上の重症心身障がい者等が対象となります。病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護の提供、日常生活上の相談支援、社会参加活動支援等を通して身体能力や日常生活の維持、向上のために必要な介護、訓練等を行います。
短期入所	居家で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする人等が対象となります。施設において入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供するもので、「福祉型」、「医療型」の2種類があります。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	631	623	700	700	700
	人/月	33	33	35	35	35
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日/月	59	14	46	46	46
	人/月	3	1	2	2	2
就労移行支援	人日/月	45	96	69	69	69
	人/月	3	5	3	3	3
就労継続支援（A型）	人日/月	86	112	161	184	207
	人/月	4	5	7	8	9
就労継続支援（B型）	人日/月	632	687	722	741	760
	人/月	35	36	38	39	40
就労定着支援	人/月	0	1	2	2	2
療養介護	人/月	4	4	4	4	4
福祉型短期入所	人日/月	7	58	42	42	42
	人/月	2	6	5	5	5
医療型短期入所	人日/月	9	10	10	10	10
	人/月	2	2	2	2	2

【確保のための方策】

日中活動系サービスについては、就労系サービスの利用が近年増加傾向にあり、自立に向けた意欲が高まっているものと考えられます。そのため、希望者に対して情報提供を行いながら、適切なサービスの利用や就労につなげていきます。



(3) 居住系サービス

障がい者の自宅以外の生活の場として、グループホームや入所施設を提供します。また、施設に入所していた人等の地域生活を支援します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。
精神障がい者の自立生活援助	
共同生活援助（グループホーム）	地域において自立した日常生活を営む上で相談等の援助が必要な知的障がい者や精神障がい者等が対象となります。家事等の日常生活上の支援や相談支援、関係機関との連絡調整等必要なサービスを提供します。
精神障がい者の共同生活援助	
施設入所支援	主に生活介護、自立訓練、就労移行支援等を利用している人で施設に入所している障がい者に対し、夜間等において入浴、排せつ及び食事の介護、生活に関する相談及び助言、そのほか必要な日常生活上の支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	1	1	1
〔うち 精神障がい者の自立生活援助〕	人/月			(1)	(1)	(1)
共同生活援助（グループホーム）	人/月	16	19	25	28	31
〔うち 精神障がい者の共同生活援助〕	人/月			(9)	(9)	(10)
施設入所支援	人/月	15	15	15	14	13

【確保のための方策】

施設入所支援は、地域生活への移行という国の指針がありますが、現在の利用状況からほぼ横ばいを見込んでいます。共同生活援助（グループホーム）は、利用のニーズが高いため増加を見込んでいます。今後は、施設入所者や退院可能な精神障がいのある人が安心して地域生活へ移行できるよう、生活の場の確保等の支援を行います。

(4)相談支援

障害福祉サービスを申請した障がい者に対してサービス等利用計画を作成し、適切なサービス利用がなされるようケアマネジメントを行うとともに、入所施設や医療機関等と連携し、障がい者の意思決定や地域移行、自立に向けた支援を行います。

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	知的障がい者や精神障がい者等の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	福祉施設の入所者や精神科病院に長期入院している知的障がい者や精神障がい者等に対し、地域移行の際の住居の確保等に関する相談や援助を行います。
精神障がい者の地域相談支援 (地域移行支援)	
地域相談支援 (地域定着支援)	単身の知的障がい者や精神障がい者等で家族による支援が十分でない人に対し、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応等を行います。
精神障がい者の地域相談支援 (地域定着支援)	

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/年	104	111	115	117	119
地域相談支援 (地域移行支援)	人/年	1	0	1	1	1
〔うち 精神障がい者の地域相談支援 (地域移行支援)〕	人/年			(1)	(1)	(1)
地域相談支援 (地域定着支援)	人/年	0	0	1	1	1
〔うち 精神障がい者の地域相談支援 (地域定着支援)〕	人/年			(1)	(1)	(1)

【確保のための方策】

計画相談支援については、利用増を見込んでおり、地域移行支援、地域定着支援では、計画策定時点では利用者がいないもののニーズがあると考えられるため、それぞれ利用を見込んでいます。

今後は、制度の内容や手続きに関する周知を進め、利用者が相談しやすくニーズに的確に対応できるよう取り組みます。

(5)障がい児支援

障がい児に対し、障害児通所支援等により専門的な支援を行います。

① 障がい児通所支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児が対象となります。日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢または体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	放課後または休校日に支援が必要と認められた小・中学校等に就学している障がい児が対象です。児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児が対象となります。保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障がい児に対し、発達支援が提供できるよう障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	78	80	80	80	80
	人/月	11	14	14	14	14
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	98	167	170	170	170
	人/月	15	25	25	25	25
保育所等訪問支援	人日/月	3	7	14	16	18
	人/月	3	5	6	6	7
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0

② 障害児相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に際し、障害児支援利用計画を作成します。また、通所支援開始後は、モニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児等コーディネーターとして養成された相談支援専門員の相談支援事業所における配置人数。コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を包括的に行い、協議の場に参加し、地域における課題の整理を行いながら医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/年	20	22	28	31	34
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	0	0	0	0	1

【確保のための方策】

放課後等デイサービスや保育所等訪問支援の利用について増加していくことを見込んでいることから、事業所のサービス提供に関する動向と利用者のニーズを把握し、適切にサービスが提供されるように情報提供や相談対応を行います。

また、サービス利用児のケアマネジメントのため、障害児相談支援を利用していない対象児に対し利用を促していきます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについて、指定相談支援事業所へ「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の周知を行うことで参加を促し、配置可能な人材の育成を行います。

2 地域生活支援事業の概要と必要量見込み及び確保の方策

「地域生活支援事業」は、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じて柔軟な事業形態で市町村が実施するものです。この「地域生活支援事業」には、必ず実施しなければならない「必須事業」と、市町村の判断で独自に実施することができる「任意事業（その他の事業）」があります。これらの事業に対し、必要見込量を示します。

《必須事業》

(1) 理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現に向け、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障がいに対する理解を深める啓発等を実施します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有・無	有	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者とその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みの支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有・無	有	有	有	有	有

(3)相談支援事業

障がい者の保護者又は障がい者等の介護を行う人等からの相談に応じ、支援に関わる関係機関の情報や障害福祉サービス等必要な情報の提供等の便宜を供与すること、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう以下の事業を実施します。

【事業の概要】

サービス名	内容
障がい者相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活の支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	力所	3	3	2	2	2
基幹相談支援センター	有・無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等 強化事業	有・無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有・無	無	無	無	無	無

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、実施の予定ありませんが、住宅入居等支援のニーズに関しては、障がい者相談支援事業の一般相談として対応を行っていきます。

(4)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者や精神障がい者等を対象に、芦屋町成年後見制度利用促進計画に基づき成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	0	0	1

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	有・無	無	無	無	無	無

(6)意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣や設置をすることにより、聴覚や言語機能等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の人との意思疎通支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	人/年	2	2	2	2	2
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1	1

(7)日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

【日常生活用具の概要】

種類	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障がい者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子等であって、容易に使用でき、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の障がい者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、容易に使用でき実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がい者の在宅療養等を支援する用具であって、容易に使用でき実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等の障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、容易に使用でき実用性のあるもの。
排せつ管理支援用具	ストマ（人工肛門等）用装具等の障がい者の排せつ管理を支援する衛生用具であって、容易に使用でき実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	2	1	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	2	1	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	4	2	2	2
排せつ管理支援用具	件/年	321	276	380	380	380
住居生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	0	0	1	1	1

(8)手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することで、意思疎通を図ることに支障のある障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	7	2	2	2	2

(9)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。また、個別支援が必要な障がい者に対しては、ホームヘルパーの派遣による支援を行います。

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/年	5	2	2	2	2
	時間/年	194	6	48	48	48

(10)地域活動支援センター事業

障がい者に対し創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し地域生活を支援する事業です。

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	力所	4	4	4	4	4
	町内* 人/年	1	0	1	1	1
	町外** 人/年	5	3	3	3	3

* 町内の施設の利用者数

** 町外（遠賀郡内）の施設の使用人数

《任意事業(その他の事業)》

【事業の概要】

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や家族の就労支援、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、施設への委託により事業を実施します。
訪問入浴サービス事業	肢体不自由の身体障害者手帳の交付を受け、自宅や施設での入浴が困難な人の自宅に移動入浴車を派遣し、入浴及び入浴に伴う介護を行うことで、身体の清潔保持や心身機能の維持及びその家族の身体的・精神的な負担軽減を図ります。
自動車改造助成事業	上肢機能、下肢機能、体幹機能のいずれかの障がいにより身体障害者手帳の交付を受けた人を対象に、自動車の操向装置、駆動装置等の改造に要する費用の一部を補助することで、身体障がい者の移動を支援し社会参加の促進を図ります。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	第5期計画		第6期計画		
		実績		見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人/年	3	3	1	1	1
	人日/年	100	91	60	60	60
訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	0	0	1	1	1

【地域生活支援事業の確保の方策】

相談支援事業については、障がい種別によらず、総合的に対応できる相談支援体制づくりや相談支援専門員の資質向上を図ります。

また、障がい者がサービスを適切に利用することができるように制度やサービスの内容、利用手続きについて、広報やパンフレット等様々な媒体を通じて情報提供を進めます。

第5章 計画の推進に向けて

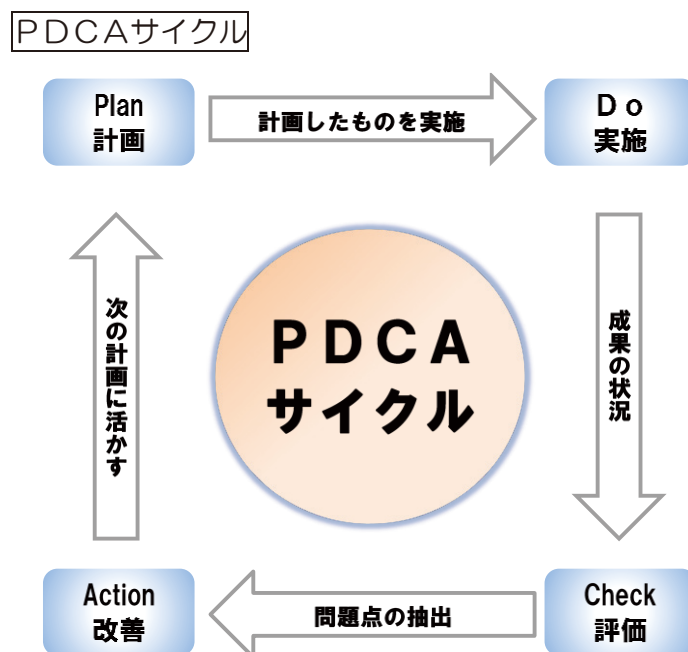
1 自立支援協議会の設置・運営

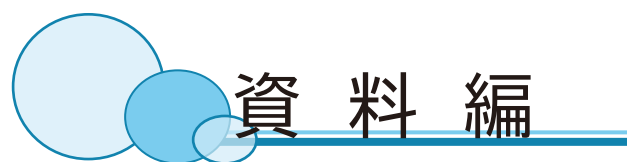
本町は、中間市と遠賀郡4町で、遠賀中間地域障がい者支援協議会を共同設置しています。この協議会において、広域での障がい福祉の関係者の連携を図り、支援体制の整備や充実に向けた協議を行っていきます。

2 計画の点検・評価の方策

本計画に定める各施策の成果目標及び活動指標について、毎年度実績を把握し、障がい者施策等の動向や芦屋町障害福祉計画推進委員会の意見を踏まえたうえでPDCAサイクルのプロセスを用いて、計画の進捗状況を点検・評価します。

各年度の評価と改善状況の把握のために評価シートを作成し、経年的に状況が確認できるようにするとともに、点検・評価の結果、必要に応じて施策の見直し等を行います。点検・評価した内容は、町のホームページにより住民へ公表します。





資料編

1 芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例

平成 18 年 9 月 20 日条例第 38 号

（設置）

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉計画（以下「芦屋町障害福祉計画」という。）の策定について調査、審議し、これらの計画を推進するため、芦屋町障害福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

この場合において、委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次の事項について調査、審議する。

- （1）障害者計画の策定及び推進に関する事項
- （2）障害福祉計画の策定及び推進に関する事項
- （3）障がい者差別に関する相談及び障がい者差別を解消するための取組に関する事項

（組織）

第 3 条 委員会は、12 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）保健医療・福祉関係者
- （3）障がい者団体関係者
- （4）教育関係者
- （5）法曹等関係者
- （6）その他町長が必要と認めた者

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

（委員長及び副委員長の職務）

第 4 条 委員長は、委員会の会務を総理し、その議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が任命された時の要件を欠くに至った時は、当該委員は、その職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。

2 委員会は所掌事務について必要があるときは、町の関係機関等の意見を聞くことができる。

（報告）

第7条 委員長は、芦屋町障害福祉計画を策定したとき又は計画内容を変更したときは速やかに町長に提言しなければならない。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

（報酬及び費用弁償）

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例13号）の規定に定めるところにより支給する。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第11条 この条例に定めるもののほか委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成20年9月25日条例第33号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。（後略）

附則（平成25年3月22日条例第12号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附則（平成27年3月31日条例第17号）

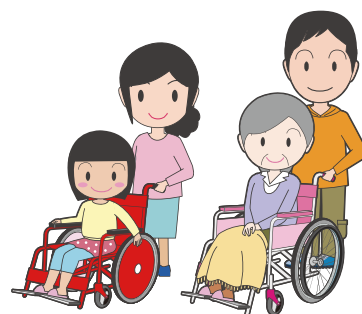
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年9月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 芦屋町障害福祉計画推進委員会 委員名簿

役職	氏 名	団体等	選出区分
委員長	今村 浩司	西南女学院大学教授	学識経験者
副委員長	小徳 薫	芦屋町民生委員・児童委員協議会	保健医療・福祉関係者
委員	松岡 泉	芦屋町議会	学識経験者
委員	大塚 彰久	芦屋町社会福祉協議会	保健医療・福祉関係者
委員	桐田 典彰	障がい福祉サービス事業所 みどり園	保健医療・福祉関係者
委員	坂井 敏幸	芦屋町手をつなぐ親の会	障がい者団体関係者
委員	甲斐 清司	芦屋町身体障害者福祉協議会	障がい者団体関係者
委員	一番ヶ瀬 貴美子	社会福祉法人 はまゆう福祉会	障がい者団体関係者
委員	道方ひろみ	芦屋町特別支援親の会	障がい者団体関係者
委員	田中 信代	芦屋町人権擁護委員	法曹等関係者
委員	矢野 健太	学校教育課	教育関係者
委員	石松 典子 (~R2.12/16)	健康・こども課	保健医療・福祉関係者
	豊岡 侑佳 (R2.12/17~)		





福岡
あや

芦屋町